





附 則（昭和四七年三月三一日法律第七

号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和五六年五月二七日法律第五

号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和五六年五月二七日法律第五

号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第五条 改正後の所得税法第一百四十四条第二項、法人税法第六百六十四条第二項、相続税法第七十七条第二項、酒税法第六十二条第二項、砂糖消費税法第三十九条第二項、揮発油税法第三

項、石油ガス税法第三十一條第二項、石油税法第

十七条第二項、物品税法第四十七条第二項、トランプ類税法第四十一条第二項、入場税法第二

項、法人税法第一百四十四条第二項、相続税法第七十七条第二項、酒税法第六十二条第二項、砂

糖消費税法第三十九条第二項、揮発油税法第三

項、石油ガス税法第三十一條第二項、石油税法第

十七条第二項、物品税法第四十七条第二項、ト

ランプ類税法第四十一条第二項、入場税法第二

項、法人税法第一百四十四条第二項、相続税法第七十七条第二項、酒税法第六十二条第二項、砂

糖消費税法第三十九条第二項、揮発油税法第三

附 則（平成二年三月三一日法律第二

号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定、第三条中関税法の目次の改正規定、同法第二章第二節中第七条の五を第七条の十七とする改正規定、同法第七条の四の改正規定、同条を同法第七条の十六とする改正規定、同法第七条の三の改正規定、同法第七条の十五とする改正規定、同法第七条の十四とし、同法第七条の次に十二条を加える改正規定、同法第九条、第九条の二、第十条から第十三条まで、第十四条、第十四条の二、第二十

四条、第五十八条の二（見出しを含む）、第六

十二条の十五、第六十七条、第六十八条、第七

十五条、第七十三条、第九十七条及び第一百五

四条、第七十三条の二を同法第一百十

三条の三とし、同法第一百十三条の次に「一条を加

える改正規定、同法第一百十五条及び第一百十六条

の改正規定、同法第一百十七条の改正規定（「第

百十三条の二」を「第百十三条の二（特例申告

書を提出期限までに提出しない罪）、第一百十三

条の三」に、「第六号まで（許可）を「第七号

まで（許可）に改める部分に限る。）、第四条中

百十三条の二」を「第百十三条の二（特例申告

書を提出期限までに提出しない罪）、第一百十三

条までの規定については、平成十三年三月一日

から施行する。

（施行期日）

附 則（平成二年三月三一日法律第一

号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から

施行する。

（地方道路税法の一部改正に伴う経過措置）

第一条 この附則に別段の定めがあるものを除

き、施行日前に課した、又は課すべきであった

地方道路税について、なお従前の例による。

（道路税法の施行日前に第四条の規定による改正前の例による。

（道路税法（以下この条において「地方道路税

法」という。）第六条第一項の規定により地方

道路税の免除を受けた揮発油（地方道路税法第二

条第一項に規定する揮発油（租税特別措置法第八十八条の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含む。）をいう。以下この条、

これらの規定の違反行為については、なお従前の例による。

項、第八十八条第二項、第九十条第二項及び第一

三項並びに第九十四条において同じ。）は、施

行日以後に第四条の規定による改正後の地方方

揮発油税法（以下この条において「地方揮発油税

法」という。）第六条第一項の規定により地方

揮発油税の免除を受けたものとみなして、同条

の規定を適用する。

（第二項の規定を適用する。

（地方道路税法第八条第二項の規定により提供

された担保は、地方揮発油税法第八条第二項の

規定により提供された担保とみなす。

（施行日前に揮発油の製造者がその製造場から

移出し、又は他の揮発油の製造場から移出さ

れ、若しくは保稅地域から引き取られた揮発油

を、当該製造場に戻し入れ、又は移入した場合

において、施行日以後に当該揮発油につき地方

揮発油税法第九条第一項の規定による控除又は

還付を受けるときは、同項及び同条第二項中「地方揮発油税額」とあるのは、「地方道路税

額」として、これらの規定を適用する。

（施行日前に揮発油の製造者がその製造場から

移出した揮発油を、その製造を廃止した後当該

製造場であつた場所に戻し入れた場合において

、施行日以後に当該揮発油につき地方揮発油

税法第九条第一項の規定による控除又は還付を

受け取るときは、同項及び同条第二項中「地方揮

發油税額」とあるのは、「地方道路税額」とし

て、これらの規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第二十条 この附則に別段の定めがあるものを除

き、施行日前に課した、又は課すべきであった

地方道路税について、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二百二条 この法律の公布の日が附則第一条本文に規定する日後となる場合におけるこの法律に罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

項、第八十八条第二項、第九十条第二項及び第一

三項並びに第九十四条において同じ。）は、施

行日以後に第四条の規定による改正後の地方方

揮発油税法（以下この条において「地方揮発油税

法」という。）第六条第一項の規定により地方

揮発油税の免除を受けたものとみなして、同条

の規定を適用する。

（第二項の規定を適用する。

（地方道路税法第八条第二項の規定により提供

された担保は、地方揮発油税法第八条第二項の

規定により提供された担保とみなす。

（施行日前に揮発油の製造者がその製造場から

移出した揮発油を、その製造を廃止した後当該

製造場であつた場所に戻し入れた場合において

、施行日以後に当該揮発油につき地方揮発油

税法第九条第一項の規定による控除又は還付を

受け取るときは、同項及び同条第二項中「地方揮

發油税額」とあるのは、「地方道路税額」とし

て、これらの規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第二十一条 この附則に別段の定めがあるものを除

き、施行日前に課した、又は課すべきであった

地方道路税について、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二百二条 この法律の公布の日が附則第一条本文に規定する日後となる場合におけるこの法律に罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

四 自動車関係諸税については、簡素化を図ること。その際、歳出面も合わせた視点に立つて複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。

五 資産課税については、格差の固定化の防とともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率（租税特別措置法及び地方税法（昭和二十九年法律第二百一十六号）附則に基づく特例による税率をいう。）を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討すること。

六 納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上及び課税の適正化を図ること。

七 地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討することとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。

八 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化（環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。）を推進すること。

附 則（平成二二年三月三日法律第六号）抄（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成二十二年六月一日  
イからチまで 略

リ 第九条の規定（地方揮発油税法第十三条第一項の改正規定を除く。）

（罰則に関する経過措置）

第一百四十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条における同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

**（その他の経過措置の政令への委任）**  
**第一百四十七条** この附則に規定するもののほか  
この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令  
で定める。

4 平成二十四年十一月三十一日以前に第十条の規定による改正前の地方揮発油税法（以下「旧地方揮発油税法」という。）第十四条の二第一項各号に規定する者に対し行つた同項の規定による質問、検査又は採取（同日後引き続き行つた）

項、第一百五条、第一百六条、第一百八条から第百十四条まで、第一百十八条、第一百二十四条、第一百二十五条、第一百二十九条から第三十三条まで、第一百三十五条並びに第一百十六条の規定

項、第一百五条、第一百六条、第一百八条から第一百十四条まで、第一百十八条、第一百二十四条、第一百二十五条、第一百二十九条から第三百三十三条まで、第一百三十五条並びに第一百三十六条の規定

**第一号** (施行期日) **抄**  
附則 (平成二十三年六月三十日法律第八十  
一条 この法律は、平成二十三年四月一日から  
施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の  
構造の変化に対応した税制の構築を図るための  
所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三  
年法律第二百四十四号)の公布の日から施行する。

(施丁期日) 二号 抄

われる調査（同日以前にこれらの者に対しても該調査に係る同項の規定による質問、検査又は採取を行っていたものに限る。）に係るもの（含む。）については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

**第一百四条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合

(罰則に関する経過措置)  
**第一百四十条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

**第一百四十一一条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令

（平成三十一年三月三一日法律第七七号）

(月日) 号抄

**第一条** この法律は、平成三十年四月一日から施  
**(施行期日)**

行する。  
(罰則に関する経過措置)

#### 第一百四十三条 この法律（附則第一条各号に掲げ

る規定にあつては、当該規定以下この条において同じ。の施行前にした行為及びこの附則

の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後この行為に対する

場合におけるこの法律の施行後は、行者が受けられる罰則の適用については、なお従前の例によ

附則（平成三年三月二九日法律第六

(五  
月  
四  
日)  
抄  
号

**第一条** この法律は、平成三十一年四月一日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から十一まで 略

十二  
イ

## 十六条の規定 (罰則に関する経過措置)

## 第一百五十四条

規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。の施行前にした行為及びこの附則の

規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしては行為に対する

**第三十三条** (酒税法等の一部改正に伴う経過措置) 第十一条及び附則第三十三条第四項の規定  
リ

四条の二(見出しを含む)の改正規定及び同法第七十一条第一項の改正規定を除く。並びに附則第四十条第二項及び第三

規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為に対する

る罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第一百六条** この附則に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (令和二年三月三一日法律第八号) 抄**

**(施行期日)**  
**第一条** この法律は、令和二年四月一日から施行する。

**附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄**

**(施行期日)**  
1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日  
附 則 (令和六年三月三〇日法律第八号) 抄

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略  
三 次に掲げる規定 令和六年十月一日  
イ からニまで 略

本 第八条の規定並びに附則第十六条及び第六十四条の規定

(罰則に関する経過措置)

**第七十二条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその效力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第七十三条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。